

日川高等学校グラウンド人工芝生化事業 業務委託 仕様書

1 本書の位置づけ

本仕様書は「日川高等学校グラウンド人工芝生化事業業務委託」に適用する。

2 業務名

日川高等学校グラウンド人工芝生化事業業務委託

3 履行期限

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

4 整備場所とその概要

(1) 所在地

日川高等学校グラウンド（山梨市一町田中1062）

(2) グラウンド面積

11,751m²

(3) 施設詳細

添付図面参照

（現況測量図のほか、前回のグラウンド整備図を参考として公開する。）

5 業務概要

本業務は、日川高等学校グラウンド人工芝生化および附帯施設の整備をおこなうものである。本業務に係る基本調査、設計、材料の調達、施工をすべて含むものとする。

6 適用基準等

本業務を実施するに当たっては、各種関連法令を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし準拠すること。ただし、同等の水準・機能を有すると発注者が認めたものは、この限りではない。

（適用図書）

- ・公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・屋外体育施設の建設指針（日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- ・JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドライン（日本サッカー協会）

7 本業務に関する基本要件

(1) 業務実施体制、工程および施工計画

本業務の特性や専門性に対応した業務実施体制を整えること。設計・施工一括方式のメリットを生かした工期短縮に努め、工期に遅れが生じな

いようにすること。また、校舎や屋内運動場等を使用しながらの工事になるため、安全に配慮した施工計画とすること。

(2) 質の高い運動環境の整備

コスト削減などの創意工夫により、提案上限額内でなるべく質の高い運動環境の整備を図ること。以下の事項に留意した提案とすること。

- ・使用する人工芝の機能性や耐久性
- ・降雨後早い時間内に利用可能となる排水計画
- ・夏場のグラウンドの暑さ対策

(3) 保守管理・ライフサイクルに対する配慮

日常的な利用や経年劣化による修繕などの保守管理、また、次回更新までのライフサイクルをふまえ、維持管理が容易であり、費用面でも配慮された提案とすること。

(4) 環境等に対する配慮

マイクロプラスチックの流出抑制に取り組むなど、環境負荷の低減に十分に配慮した計画とすること。人工芝およびゴムチップなど全ての素材について安全な材料を使用すること。

8 要求水準

- ① 人工芝エリア内にラグビー（1面 100m×70m）、サッカー（1面 100m×68m）、ソフトボール（内野2面）にて使用するため競技ラインを適切に整備すること。なお、各競技のエリアは重複可能とする。

- ② 人工芝は以下の仕様と同等以上の性能をもつ製品とすること。

パイル材質	ポリエチレン／モノフィラメントヤーン
パイル長さ／カラー	55mm以上 65mm以下／グリーン系単色
パイル繊度／厚み	16,800dtex 株以上／400 μ m 厚以上
充填目砂／充填剤	粒度調整珪砂／ゴムチップ
基層／路盤	RC40-0 厚 150／開粒度・透水性 As 厚 50

※人工芝品質を担保するため JFA ロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）を完了した製品を使用し、製品検査完了証の写しを提出すること。但し、公認ピッチの申請は行わない。

- ③ グラウンド内に以下の陸上競技施設を整備すること。

直線走路（幅 1m220cm×3レーン 延長 60m以上＋前後 5m）

走幅跳用助走路（幅 1m220cm×1レーン 延長 45m以上）

なお、断面構成については、複合弾性舗装厚 13＋上部基層（開粒度 As 厚 30）＋下部基層（開粒度 As 厚 40）＋路盤（RC40-0 厚 150 以上）＋路床（現況グラウンド）の仕様と同等以上とする。

- ④ 人工芝の整備については、なるべく土の搬出搬入がでないよう、既存グラ

ウンド面を不陸整正とするなど、現況のグラウンド面の状況を生かした計画とすること。なお、土の搬出搬入が発生する場合は、その費用を見込むこと。

- ⑤ 附帯施設として、以下の施設を整備・施工すること。
 - ・ラグビーゴール 1対 H=7.0m 防護マット付 700×700×800 基礎共
 - ・ラグビー用コーナーフラッグ 14本/式ゴム仕切金具 □250×H200 基礎共
 - ・サッカーゴール 1対 固定金具□550×H550 基礎共
 - ・高さ調節式鉄棒3連アルミ1基 マルチマット付 □500×H650 基礎共
 - ・砂場撤去再設置（高さ調節・ゴム枠・受金具再利用 内寸3m×5m）
 - ・既存倉庫撤去・再設置
 - ・既存防球ネット撤去・新設（グラウンド整備に必要な部分を見込むこと）
- ⑥ 温度抑制、プレーヤーの負担軽減等、プレー環境の向上に資するものとする。
- ⑦ 充填剤については、可能な限り流出や飛散の抑制や、温度抑制を図ることが可能なものとする。
- ⑧ ジョイントは、ミシン縫合またはシート接着工法とすること。
- ⑨ メンテナンス・経年劣化による部分補修等において応急対応が可能であり、最低8年間は修繕等が可能で、継続して人工芝の維持が可能な製品とすること。なお、10年間のメンテナンスに必要な概算費用を作成（様式任意）し、見積書と合わせて提出すること。
- ⑩ 通常の使用下において生じた製品の不具合は、最低5年間は無償で対応すること。
- ⑪ 必要がある場合は、埋設配管等の改修、増設等を行うこと。
- ⑫ 廃材等が発生した場合は、各種法令に従って適切に処分すること。
- ⑬ 業務スケジュールに支障がないよう、必要な各種許認可、届出等の手続を実施すること。
- ⑭ ①～⑬について、機能上及び安全上問題がない場合は、コスト削減及び環境負荷低減に資する提案も可とする。

9 設計業務に関する事項

（1）業務範囲

受注者は、本仕様書、業務提案等に基づき、本施設を整備するため必要な設計を行うこと。

（2）業務期間

設計業務の期間は、契約締結日を始期として、業務全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。

（3）留意事項

設計は、以下の点に留意して行うこと。

- ① 発注者と十分に協議すること。
 - ② 実施設計期間中に発注者へ中間報告を行った後、最終案を作成すること。
- (4) 提出書類
- ① 設計図書
設計書（仕様書、平面図、断面図、その他必要な図面等）
 - ② その他発注者が求める資料

10 施工管理業務に関する事項

- (1) 業務範囲
受注者は、本仕様書、契約書、設計図書、提案書等に基づきグラウンドの整備業務を行う。
- (2) 業務期間
施工業務の期間は、業務全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。なお、現在、発注者が想定している業務スケジュールは、以下のとおりである。
施工業務 令和7年9月頃から令和8年3月24日（火）まで
- (3) 着工前の業務
- ① 各種申請業務
受注者は、本施設の施工業務に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、業務スケジュールに支障がないように実施すること。
 - ② 近隣調査および準備調査等
 - (ア) 着工に先立ち、業務に関して発注者が必要に応じて説明会等を行う場合は、これに同席すること。
 - (イ) 本業務が周辺地域の生活環境に与える騒音、振動等の諸影響についてあらかじめ検討し、必要に応じて合理的に要求される範囲の対策を施すこと。
 - (ウ) 業務に関する近隣からの苦情等については、受注者の責任において適切に対応し、処理を行うこと。
 - ③ 着工時の提出書類
受注者は、業務の着手の前に、工事全体工程表等を作成し、発注者に提出して承認を得ること。
- (4) 施工期間中の業務
- ① 受注者は、各種関連法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および提案書に従って本施設の工事を実施する。なお、校舎を使用しながらの工事となるため、生徒等の安全に十分留意すること。
 - ② 受注者は、工事現場に工事記録を常に整備する。
 - ③ 受注者は、設計および工事の進捗状況等を発注者に定期的に報告するほか、発注者から要請があれば、別途、報告を行うこと。

- ④ 発注者は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。
 - ⑤ 業務を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明および調整を十分に行うこと。
 - ⑥ 騒音、振動等の諸影響について、十分な対策を施すこと。万が一苦情が発生した場合は、受注者の責任において適切に対応し、処理すること。
 - ⑦ 電気、水道を使用する場合は、発注者と協議し、校内から引き込みのうえ、測量計により使用分を工事後に支払うこと。
 - ⑧ 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
 - ⑨ 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- (5) 竣工後の業務
- ① 受注者による竣工検査
 - (ア) 受注者は、自らの責任において、竣工検査を実施すること。
 - (イ) 受注者は、発注者に対して竣工検査の結果を報告する。
 - ② 発注者の工事完了確認

発注者は、受注者による竣工検査及び前項の検査終了後、次の方法により行われる工事完了確認を実施すること。

 - (ア) 発注者は、受注者の立会いの下で、工事完了確認を実施する。
 - (イ) 受注者は、人工芝等の取扱いに関する発注者及び施設管理者への説明を、前号の完了確認とは別に実施する。
 - ③ 竣工図書の提出

受注者は、発注者による工事完了確認に必要な工事写真、工事に関する書類を発注者に提出すること。提出する書類については、発注者と協議のうえ、決定することとする。
- (6) 保険
- 受注者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入するものとする。
- 1 1 その他
- (1) 工事期間中は、定例打合せを実施すること。
 - (2) 必要に応じて、関係諸機関と十分に協議すること。
 - (3) 現場作業に従事する期間は、監理技術者として「土木工事」又は「舗装」に係る監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任して配置すること。
 - (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者および受注者の協議によるものとする。

以上